

ID: 157

担当部署: 企画課

処分の概要	使用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	ズリ山展望広場設置条例 第6条		
例規番号	平成2年条例第20号		
【根拠条文】 (使用承認の取消し等) 第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても市長は、その賠償の責を負わない。 (1) 使用者が、使用承認の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 使用申請書の記載事項に偽りがあったとき。 (4) その他公益上又はズリ山展望広場の管理上やむを得ない理由が生じたとき。 【基準】 根拠条文及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公の施設に係る措置) 第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日